

新潟中央ＢＣ（新潟中央ベースボールクラブ）会費 規約

（会費）

第1条 会費は運営費として、次の通りとする。

①年会費

継続及び5月までの入会 年会費：20,000 円

6月～8月までの入会 年会費：15,000 円

9月～翌年1月までの入会 年会費：10,000 円

ただし、登録や大会参加の有無により、役員において内容を協議のうえ、年会費を減額することができる。
また、年間を通じ、活動の中で運営費が不足となった場合は、役員において別途協議し、臨時会費として年会費を追加徴収する事ができる。

②スポーツ障害保険

本クラブが指定するスポーツ傷害保険の保険料は、実費を徴収する。

（徴収時期および返金）

第2条 会費の徴収時期と、途中入退会は次の通りとする。

①会費は一括で徴収とし、3月末日までに前条の会費の1年間分を収めるものとする。

②5月までに退会する場合は年会費の半額を返金するが、それ以降の退会について返金を行わない。

③スポーツ傷害保険の保険料は、会費納入時に徴収する。

ただし、スポーツ傷害保険の保険料については、途中入会の場合、入会時に徴収し、途中退会の場合返金を行わない。

（経費）

第3条 クラブ運営を行うために、会費は次の経費に使用する。

①野球用具の購入費用

②グラウンド使用料

③監督、コーチのスポーツ傷害保険

④大会参加費

⑤遠征費の補助

⑥スポーツドリンク等

⑦くすり等医薬品

⑧レクリエーション・イベント等の経費の一部

⑨事務用品費

⑩大会または試合時の監督、コーチの昼食代および懇親会費

⑪審判への謝礼

⑫その他クラブ運営に必要な経費

（繰越金）

第4条 剰余金が発生した場合、返金を行わず翌年度へ繰り越すものとする。